

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための2022年度政府予算に係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられることとなった。今後、小学校だけではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であり、さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。文部科学大臣も、法改正にかかる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2022年度政府予算編成において下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

兵庫県明石市議会